

# 身体的拘束を最小化するための指針

## 1. 身体的拘束最小化の基準（施設基準）

- (1) 当該保険医療機関において、患者または他の患者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。
- (2) (1)の身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。
- (3) 身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。
- (4) 当該保険医療機関において、身体的拘束最小化対策に係る専任の医師及び専任の看護職員から構成される身体的拘束最小化チームが設置されていること。なお、必要に応じて、薬剤師等、入院医療に携わる他職種が参加する。
- (5) 身体的拘束最小化チームでは、以下の業務を実施すること。
  - ア 身体的拘束の実施状況を把握し、管理者を含む職員に定期的に周知徹底する。
  - イ 身体的拘束を最小化するための指針を作成し、職員に周知し活用する。なお、アを踏まえ、定期的に当該指針の見直しを行う。また、当該指針には、鎮静を目的とした薬物の適正使用や(3)に規定する身体的拘束以外の患者の行動を制限する行為の最小化に係る内容を盛り込む。

厚生労働省. (2024). 「令和6年度診療報酬改定における入院基本料等の施設基準

## 2. 身体拘束の定義

「衣類または綿入り帯等を使用して一時的に該当患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう」

出典：昭和63年4月8日 厚生省告示 第129号における身体拘束の定義

## 3. 身体的拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車椅子や椅子またはベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯、腰ベルトまたは車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神病薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

#### 4. 短期的に身体的拘束をせざるを得ない場合の要件と拘束を解除する基準

##### (1) 身体拘束の三原則

【切迫性】行動制限を行わない場合、患者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高い（意識障害、説明理解力低下、精神症状に伴う不穏、興奮）

【非代替性】行動制限以外に患者の安全を確保する方法がない

（薬剤の使用、病室内環境の工夫では対処不能、継続的な見守りが困難など）

【一時性】行動制限は一時的であること

##### (2) 身体的拘束をせざるを得ない場合の要件

- ① 対象者の生命に及ぼす危険性を評価する。
- ② 原因を探る：必ず、医師、看護職、チームメンバー間で原因について検討する。
- ③ 原因の除去に努める。（恐怖感を与えないような対応をして、体動を制限する要因を可能な限り早期に取り除く。睡眠確保、苦痛症状コントロール、家族や友人等の面会、気分転換、リラクゼーション、必要時薬剤検討などを行う。）
- ④ 回避・軽減（代替）方法を検討する。

・点滴は必要か？	・注射は内服に変更できないか？
・胃管留置の必要性は？	・尿道カテーテル留置の必要性は？
・安静度は拡大できないのか？	・病室の移動はできないのか？
・生活のリズム確立のためのどんなケアができるか？	

令和6年8月作成  
令和7年7月改訂